

## 議事要旨(1)-② その他の関連する検討

冒頭、都常勤委員より、先ほど公表が承認された実務対応報告第 28 号は、改正法人税法等の公布日を含む事業年度に係る四半期会計期間を適用対象にしたものであるが、翌事業年度以降も、複数税率が続くこともあり、その間の取扱いも明らかにすべきとの要請があった旨、その要請に対応するため、翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用の取扱いについても明確にする必要がある旨、そして緊急性が高いこともあり、次回の委員会で公開草案の公表議決を行ったうえでコメント募集を行った後、3 月には最終議決をしたい旨の説明が行われた。その後、審議事項(1)-②に基づいて、公開草案の原案の内容について、前田専門研究員より説明が行われた。

その後の委員等からの主な発言内容は以下のとおりである。

・ある委員より、今回の公開草案のポイントは、「複数税率の影響が重要でない場合の取扱い」の箇所であると理解しているが、実務対応報告の中で通常はこのように記載されることのないう重要性に係る取扱いが、今回はどうして記載されるのかにつき、その理由を明らかにしたほうがよいのではないかと、また、公開草案のタイトルについても、税率変更が行われた年度とあるが、これは公布日に変更したほうがより明確になるのではないかと、との発言があった。これに対して事務局より、先ほど公表議決された実務対応報告第 28 号とセットで読めば、重要性についてより明確になると考えるものの、この公開草案も単独の実務対応報告になることを踏まえれば、もう少し丁寧に記述したい旨、及び本公開草案のタイトルについても検討を行う旨の回答があった。

・ある委員より、先ほど議決した実務対応報告第 28 号は、短期でその役割が終えるものと考えているが、この公開草案の「目的」の中で引用されていることもあるので、この公開草案が現存する限りは有効な実務対応報告として残るのか、との発言があった。これに対して事務局より、実務対応報告第 28 号は適用時期が終了すれば、いったんその役割を終えるものとする旨の回答があった。

・ある委員より、「複数税率の影響が重要でない場合」は、四半期毎にその重要性について確認するという理解でよいか、との発言があった。これに対して事務局より、指摘のとおり四半期毎に重要性が判断されるべきものであると説明がなされた。

以 上